



発行 東京都

目次

34

規則

- 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
.....（総務局人事部人事課）..... 一
  - 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....  
.....（総務局人事部企画課）..... 一
  - 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（同）..... 二
  - 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
.....（東京消防庁企画調整部企画課）..... 三
- 規則（教）
- 学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 三
  - 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 四

規則

職員がの大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四十四号

職員がの大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する

規則

職員がの大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則（平成二十年東京都規則第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第四百四条第四項第二号」を「第四百四条第七項第二号」に改める。

附則

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の職員がの大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則第三条第二号の規定の適用については、同号に規定する大学院の課程には、この規則による改正前の職員がの大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則第三条第二号に規定する大学院の課程（学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）による改正前の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四百四条第四項第二号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められていたものに限る。）を含むものとする。

東京都職員がの特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四十五号

東京都職員がの特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都職員がの特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

別表2の部(5)の項中「都市整備局総務部技術管理課」を「都市整備局総務部企画技術課」に改め、「市街地整備事務所」の下に「住宅政策本部都営住宅経営部技術管理課」を加え、同部(7)の項を削り、同表5の部(3)の項中「千二百円」を「千三百円」に改め、同表7の項を次のように改める。

別表8の部(1)の項中「都市整備局に」を「住宅政策本部に」に改め、同表9の項を次のように改める。

9	税務事務 特別手当	都税の賦課徴収の事務に専ら従事する職員で、次に掲げるものが、当該業務に従事したとき。 (1) 主税局に所属する職員(職層名副参事以上の職にある者を除く。)	日額 四百四十円(特に困難であると総務局長が定める業務に従事
---	--------------	--	--------------------------------

7	船員勤務 手当	小笠原支庁又は島しょ農林水産総合センターに所属し、船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受けて内水、領海及び排他的経済水域並びにそれに準ずるものとして総務局長が定める海区を航行する船舶に、常時、乗船勤務する職員が、当該勤務に従事したとき。	船長等 日額 二千六百十円 その他の船員 日額 二千二百三十円	(ア) 領海とは、領海及び接続水域に関する法律(昭和五十二年法律第三十号)第一条第一項に規定する海域を、排他的経済水域とは、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号)第一条第二項に規定する海域をいう。 (イ) 船長等とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令(昭和五十八年政令第十三号)別表第一船舶職員の欄に掲げられた者で、船舶の航行区域等に就いて当該船舶に乗り組むことが義務付けられるものをいう。
---	------------	--	--	---

(2)	支庁に所属する職員(総務局長が指定する者に限る。)	した場合には、 あつては、 六百四十円) 日額 三百六十円
-----	---------------------------	--

別表10の項中「(担当する実技の訓練時間数が、所定の訓練期間中にその者が担当する学科及び実技の訓練時間数の二分の一に満たない場合又は担当する学科及び実技の訓練時間数とそれらに付随する勤務に従事する時間数との合計が、所定の訓練期間中におけるその者の勤務時間数の二分の一に満たない場合を除く。)」を削る。

附則

(施行期日)  
1 この規則は、平成三十一年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)  
2 施行日前にこの規則による改正前の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成三十一年三月二十九日  
東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四十六号

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成九年東京都規則第五十二号)の一部を次のように改正する。  
附則第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

別表1の部(1)の項ア中「従事した」の下に「組織犯罪対策総務課、」を加え、同表9の部(2)の項ア中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改め、同表11の項手当額の欄中「二千七百四十円」を「三千二百円」に、「千三百七十円」を「千六百円」に改め、同項摘要の欄ウ中「三人」を「四人」に、「四人」を「五人」に改め、同表12の項手当額の欄中「七百円」を「六百七十円」に改め、同表24の部(1)の項中「五級」を「四級」に改め、同部(2)の項中「四級」を「三級」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は公布の日から、別表9の部(2)の項アの改正規定は平成三十一年九月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に、この規則による改正前の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定は、二暦日にわたる勤務にあつては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四十七号

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成九年東京都規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

別表1の項支給範囲の欄中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年九月一日から施行する。

規則(教)

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四号

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成九年東京都教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

別表第一5の部を次のように改める。

5	船員勤務手当	東京都立大 島海洋国際高 等学校の実習 船に乗船する 職員のうち、 船員法(昭和 二十二年法律 第二百号)の適 用を受ける者 が、当該実習 船の航行等に 係る業務に従 事したとき。	ア 水産実習の指導に従 事しないとき。 船長等 額 二千六百十円 日 その他の職員 額 二千二百三十円 日 イ 水産実習の指導に従 事するとき。 船長等 額 二千八百八十円 日 その他の職員 額 二千五百円 日	船長等とは、 船舶職員及び小 型船舶操縦者法 施行令(昭和五 十八年政令第十 三号)別表第一 船舶職員の欄に 掲げられた者で、 実習船(大島 丸)の航行区域 等に応じて当該 船舶に乗り組む ことが義務付け
---	--------	--	--	--

られているものをいう。

別表第一13の部(4)の項中「四千元」を「三千元」に改める。  
別表第二(4)の項週休日等の欄及びその他の日の欄中「四時間以上」を「三時間以上」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前にこの規則による改正前の学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

(教員特殊業務手当に関する措置)

3 この規則による改正後の学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則別表第一13の部(4)の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、平成三十四年三月三十一日までの間にあつては、同項中「日額 三千元」とあるのは、

- 「ア 指導業務に従事した時間が三時間以上四時間未満の場合 日額 三千元
- 「イ 指導業務に従事した時間が四時間以上の場合 日額 四千元」とす

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第五号

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成九年東京都教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。  
附則第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。  
別表2の項を次のように改める。

2 船員勤務手当	東京都立大島海洋国際高等学校の実習船に乗船する職員のうち、船員法(昭和二十二年法律第二百号)の適用を受けるものが、当該実習船の航行等に係る業務に従事したとき。	ア 水産実習の指導に従事しないとき。 船長等 日額 二千六百十円 その他の職員 日額 二千二百三十円 イ 水産実習の指導に従事するとき。 船長等 日額 二千八百八十円 その他の職員 日額 二千五百円	船長等とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令(昭和五十八年政令第十三号)別表第一船舶職員の欄に掲げられた者で、実習船(大島丸)の航行区域等に応じて当該船舶に乗り組むことが義務付けられているものをいう。
----------	---	--	---

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前にこの規則による改正前の東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

